

標 識

下記特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 3 項の規定に基づき措置をとることを令和 7 年 9 月 25 日付け坂移第 634 号により、命ぜられています。

記

1 対象となる特定空家等

所在地 福井県坂井市丸岡町長崎 20 字 9 番地 1、10 番地 1・2
用 途 居宅

2 措置の内容

- ・対象となる特定空家等を除却すること
- ・敷地内に残置されている動産等を適切に処分すること
- ・敷地内の立木を伐採すること

3 命ずるに至った事由

- ・建物の半分以上が崩落し、残る建物も柱の傾斜や土台の腐朽、軒の脱落等が見られ今後崩壊の恐れがある
- ・建物の部材や家電、タイヤ等が敷地内に散乱しており、崩壊した建物からも更なる飛散の恐れがある
- ・建物や廃材等を覆うように立木が繁茂し、隣地等へ広がっている
上記理由により法第 2 条第 2 項に定める
 - ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
 - ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると判断した。

4 命令の責任者 坂井市総合政策部移住定住推進課長 三上 寛司
連絡先：0776-50-3036

5 措置の期限 令和 7 年 10 月 17 日